

平成 25 年度当初予算 施策別取組概要

212 男女共同参画の社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

- 21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (環境生活部)
- 21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (環境生活部)
- 21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進 (環境生活部)
- 21204 性別に基づく暴力等への取組 (健康福祉部)

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

施策の数値目標

県民指標

| 目標項目 | | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|----------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合 | 目標値 | - | 15.0% | 16.0% | | 18.0% |
| | 実績値 | 13.9% | | | | |

各指標の H23 年度数値は現状値

目標項目の説明

e - モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合

活動指標

| 目標項目 | | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 |
|---------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 県・市町の審議会等における女性委員の登用率 | 目標値 | - | 25.7% | 26.7% | | 28.7% |
| | 実績値 | 24.7% | | | | |
| 男女共同参画フォーラムの男性参加率 | 目標値 | - | 30.0% | 35.0% | | 45.0% |
| | 実績値 | 23.5% | | | | |
| 女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合 | 目標値 | - | 24.6% | 25.4% | | 27.0% |
| | 実績値 | 23.6% | | | | |
| 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数 | 目標値 | - | 15 箇所 | 18 箇所 | | 24 箇所 |
| | 実績値 | 12 箇所 | | | | |

各指標の H23 年度数値は現状値

進捗状況（現状と課題）

- ・ 平成 23 年度の男女共同参画施策の実施状況等を取りまとめた年次報告を作成し、三重県における男女共同参画の現状や県の施策に関する情報として県民に公表しました。
- ・ 市町への基本計画等策定の働きかけにより、未策定の 6 町のうち 3 町が今年度中の策定に取り組み、残りの 3 町も策定に前向きであり、引き続き各々の事情に応じた支援を行っていく必要があります。
- ・ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業を活用した、意思決定の場への女性の参画を促進するための事業を男女共同参画みえネットと協働して、5 市（四日市市、亀山市、伊賀市、伊勢市、志摩市）において実施し、各市はそれぞれ地域懇談会を開催し、地域の実情に応じた取組を進めています。
- ・ 三重県男女共同参画センターにおいて、講座・セミナーの開催、研修講師の派遣をするとともに情報誌を発行し、男女共同参画意識の普及に積極的に取り組みました。男性にも男女共同参画の意義が伝わるよう、男性向け講座を開催し、11 月に開催したフォーラムの内容を工夫するなど男性参加率の向上に取り組んでいます。また、市町との協働事業として、男女共同参画をテーマとした連携映画祭を実施しました。引き続き、男女共同参画意識の普及を図っていく必要があります。
- ・ 女性一人ひとりが自らの意欲や能力に応じて就労することができるよう、県内の 4 か所（四日市市、津市、伊賀市、伊勢市）において定期的に専門の相談員による就労支援相談を実施しています（10 月末で 258 件）。再就職に向けた不安や悩みといった相談が多かったことをふまえ、ミニ講座も交えながら、引き続き、女性のための就労支援相談を実施していく必要があります。
- ・ 企業等に対して、女性の就労継続や職場復帰に関するアドバイスを進めています。アドバイスを受けて取り組んだ結果を事例として、他の企業へも取組を広げていく必要があります。
- ・ 性別に基づく暴力等の防止について、高校生等を対象にデートDV防止の出前講座（24 回）を実施するほか、高校生を中心とした実態調査を行うとともに、各高校に啓発資料を配布するなど、若者に対する意識啓発を進めています。女性に対する暴力をなくす運動期間に、県内一斉街頭啓発やDV防止セミナーを開催します。また、DV被害者同行支援等（41 回）や心のケア講座等（25 回延べ 118 名）を行い、DV被害者の保護と自立支援を進めています。市町や民間団体との役割分担をふまえた、今後の継続的な支援が求められています。

平成 25 年度の取組方向

環境生活部

- ・ 男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」の「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・ 三重県男女共同参画審議会による各部局の施策実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、市町や関係機関等と連携して企業、地域の取組への支援や働きかけを引き続き行っていきます。
- ・ 男女共同参画に関する意識の普及を図るために、県の拠点施設である男女共同参画センターにおいて、さまざまな講座・セミナー、フォーラム等を開催するとともに研修講師を派遣するなどの取組を進めます。また、男性にも男女共同参画の意義が伝わるよう男性参加率の向上を図ります。

- ・ 女性の就労を支援する就労相談やセミナー等の周知と充実を図るとともに、女性が就労継続できる労働環境の整備について企業への啓発に取り組みます。
- ・ 地域における男女共同参画を推進するために、男女共同参画意識の普及を図る地域セミナーや、男女共同参画に取り組む女性のスキルアップを図る講座を開催します。
- ・ 女性に対する暴力防止については、カード型DV相談機関一覧の配布やDVセミナー開催による周知・啓発に取り組みます。

健康福祉部

- ・ 性別に基づく暴力等の防止について、街頭啓発活動やセミナーを実施し、広く県民への啓発を進めるとともに、市町や民間団体と連携した支援体制の構築を進め、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図ります。

主な事業

環境生活部

男女共同参画連絡調整事業【基本事業名：21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】

予算額：(24) 3,243千円 (25) 3,570千円

事業概要：男女共同参画審議会による施策の実施状況の評価及び知事への提言を行うとともに、年次報告書の作成、公表等により全庁的に男女共同参画推進の取組を進めます。また、市町との連携、支援、国及び他県（全国知事会等）との連携等により、政策・方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。

男女共同参画センター事業【基本事業名：21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進】

予算額：(24) 7,958千円 (25) 7,958千円

事業概要：三重県男女共同参画センターにおいて、情報誌等による情報発信、各種講座等による人材育成、男女共同参画フォーラムの開催等を行うほか、女性のための総合相談、男女共同参画に関する調査研究等を行います。

女性の就労支援事業【基本事業名：21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】

予算額：(24) 14,406千円 (25) 14,279千円

事業概要：就労意欲を持つ女性に対し、就労支援相談、再就職準備ミニ講座および情報提供などの支援を行うとともに、再就労や育児休業等からの職場復帰に関するセミナー等を開催します。また、企業等に女性が仕事と育児等を両立して就労継続できるよう取り組むことを働きかけます。

地域における男女共同参画普及促進事業【基本事業名：21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】

予算額：(24) 2,674千円 (25) 1,566千円

事業概要：地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域の事情や課題をふまえた地域づくり活動等と男女共同参画を関連させたセミナーを開催します。

女性に対する暴力防止総合推進事業【基本事業名：21204 性別に基づく暴力等への取組】

予算額：(24) 1,335千円 (25) 1,993千円

事業概要：DV・デートDV対策に重点を置き、カード型DV相談機関一覧の作成・配布による相談・支援体制の周知、啓発、女性に対する暴力防止セミナー等を行うとともに、若年層に対し、デートDVの予防啓発リーフレットの作成・配布、出前講座講師派遣等を行います。

健康福祉部

(一部新) DV対策基本計画推進事業【基本事業名：21204 性別に基づく暴力等への取組】

予算額：(24) 34,223千円 (25) 23,390千円

事業概要：DV被害者からの相談や自立支援を行うため、女性相談所及び県福祉事務所に女性相談員を配置し、相談に応じるとともに、DV相談機関の県民への周知を図ります。また、弁護士による専門相談のほか、DV被害者を支援している民間団体と連携し、DV被害者の緊急一時避難(シェルター)や司法手続きにおける同行支援などの被害者支援を進めます。